



相続の承認と放棄

= 相続分の基礎③ =

川元麻衣公認会計士・税理士事務所

3 種類の相続方法①

- 相続は、被相続人の死亡により開始。
- 被相続人の全部の資産・負債は、当然に相続人の共有となり、原則的には、相続人の意思に関係なく承継する。



しかし、相続する財産にはプラス財産（現金、預金、不動産など）だけではなく、マイナス財産（借金など）も含まれる場合があり、マイナス財産が多い場合にも当然に相続しなければならないというのは不合理であり、また、プラス財産が多くても、相続したくないという相続人の意思を尊重する必要もある。

そこで、民法は、次の3種類の相続方法を**選択**できるようにしている。

- ① 単純承認：プラス財産もマイナス財産もすべて受け継ぐこと
- ② 限定承認：被相続人の借金などの負債は、財産の限度内で支払い、プラス財産が残れば、その財産を受け継ぐこと
- ③ 相続放棄：相続したくないとき、プラス財産もマイナス財産も受け継がないこと

3 種類の相続方法②

- 相続人は、自分のために相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内に、相続について「単純承認」するか「限定承認」するか「放棄」するしなければならない（民法第915条）

- ✓ この3ヶ月を「熟慮期間」という。
- ✓ 実際に、相続人が、被相続人に相続財産がないと信じていた場合やマイナスの財産の存在が後で分かったような場合、判例では、この「熟慮期間」の起算点を、相続人が実際に財産の存在を知った時または知りうべき時からとしている。
- ✓ 相続人が複数いる場合には、「熟慮期間」も各相続人によって異なる。
- ✓ 「限定承認」と「放棄」は、家庭裁判所に申し出なければならない。また、熟慮期間は相続人などの請求により家庭裁判所において伸ばすことができる。

単純承認

相続人は、「単純承認」をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する（民法第920条）

- ✓ 「単純承認」した場合、被相続人のプラス財産もマイナス財産も制限なく受け継ぎ、もしマイナスの財産がプラス財産より多ければ、相続人自らの財産からも借金返済しなければならないことになる。
- ✓ 単純承認に特別の意思表示は必要なく、相続人が、限定承認や相続放棄をせずに熟慮期間が過ぎてしまったり、相続財産の一部を処分したりすることで単純承認したとみなされる。
- ✓ あるいは限定承認や放棄した後に、相続人が相続財産の一部を隠したりした場合などでも単純承認したとみなされる。

限定承認

相続人は、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすることができる（民法第922条）

- ✓ 「限定承認」をする場合、被相続人のプラスの財産が多いのかマイナスの財産が多いのかが不明で、差し引きした結果、プラス財産が残るような時に有効な承認方法とされている。
- ✓ 複数いる相続人のうち一人でも限定承認に同意しない者がいる場合は、限定承認することができない。
- ✓ 「限定承認」しようとする場合、熟慮期間内に、相続財産の目録を作成して家庭裁判所に提出し、限定承認することを申し出なければならない。

相続放棄

相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす（民法第939条）

- ✓ 「相続放棄」は、熟慮期間内に家庭裁判所に申述して行う。
- ✓ 相続放棄をした者に子がいても、代襲相続は行われない。
- ✓ 相続税の基礎控除を計算する場合、相続放棄があったときでも、もとの相続人の数によって算出する。
- ✓ 被相続人の生前に相続分に相当するような贈与を受けていた場合、相続放棄と事実上同じような効果をもたらす方法として「相続分のないことの証明」（特別受益証明）により、土地などの相続登記をすることがある。